

日本ブランドに関する取り組みの現状

(参照資料:「知的財産戦略の進捗状況」2008年版)

<分野横断的な施策>

1. 日本の魅力の発信とその基盤整備

(1) ビジット・ジャパン・キャンペーン

2003年より、2010年までに訪日外国人旅行者を1,000万人とすることを目標に掲げ、食文化、工芸品、ファッション、マンガ、アニメなどを活用し、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンが実施されている。

(2) 「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の開催

2007年9月から10月までの40日間、ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、放送、映画のイベントを結集した「JAPAN国際コンテンツフェスティバル2007」が東京を中心に開催された。「東京国際映画祭」、「東京ゲームショウ」、「国際ドラマフェスティバル」などの様々なイベントが連携して開催され、日本の各分野におけるコンテンツを総合的に世界に発信するとともに、ビジネス関係者やメディアを対象とした見本市や国際シンポジウムの開催によるマーケット機能の強化などが行われた。総入場者数は、約80万人であった。

(3) 「国際文化フォーラム」の開催

2007年11月に奈良、京都、東京、福岡において、「文化の多様性」を大きなテーマに、開会式及び「歴史と文化遺産」「文化遺産と地震」「美術と文化」「映画と文化」といった4つの座談会から構成される「第5回国際文化フォーラム」を開催し、和英によるフォーラム広報ホームページ等により積極的に開催等の情報を発信した。

2. 統計・海外情報の整備

外務省では、毎年度、外交政策への反映を目的として『海外における対日世論調査』を公表している。日本のイメージについて「豊かな伝統と文化を持つ国」、「経済力のある国」等の肯定的な回答が得られている。

その他、日本貿易振興機構(JETRO)、国際観光振興機構(JNTO)では定期的に、日本のイメージや、各国の市場実態等について調査・公表している。

国際交流基金では、2005年度から2006年度に韓国を、2007年度から2008年度にはドイツを対象とした日本に対する関心、情報源、対日イメージ等について調査している。

3. 外国人観光客への発信

ビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として、外国の方々から見て品質やデザイン等の観点から、特に魅力的なおみやげを選定する「VJC魅力ある日本のおみやげコンテスト」が2005年3月から開催されている。2008年2月末までに4回開催し、2007年度は、地元産原材料を使った食品、職人技、エコ、クールジャパンの4部門毎の部門賞、地域（VJC重点市場国・地域）賞の24品目が選定された。受賞商品は一定期間、成田・羽田・中部・関西の各空港内等において展示販売されている。

外国人旅行者等に安全で高品質な日本産農産物を積極的にアピールすることを目的として、2006年6月、成田国際空港に国産農産物販売店舗が開設された。

2007年より、海外からの関心が高い日本のストリートファッションと観光を連携させ、原宿において外国人観光客向けに代表的なショップ等を回る無料のウォーキングツアーが実施されており、2008年2月までに2回開催された。

4. 日本人の感性をいかした日本ブランドの発信

性能、信頼性、価格といった従来のものづくりの価値軸に加え、第4の価値軸として「感性」を提案する「感性価値創造イニシアティブ」が、2007年5月に策定・発表された。その後、2007年6月に「感性価値創造シンポジウム」を、8月25日に「感性価値創造トークセッション」が開催された。

また、新たな日本ブランドの確立に向けた諸活動を支援することを目的として、2005年1月に「新日本様式」協議会が設立され、10月に初年度の「新日本様式」100選53点、2007年度に63点が選定・発表された。展示会やセミナー等を通じて「新日本様式」の発信が行われている。

我が国の生活関連製品の魅力を世界に向けて発信するとともに、我が国の生活関連産業が世界で通用するブランドを構築するため、2007度から「生活関連産業ブランド育成事業（通称：sozo_comm）」が実施されている。また、全国各地の44社の商品が「sozo_comm 選定商品」に決定された。これらは、2008年2月にドイツ・フランクフルトで開催される生活用品の国際見本市「アンビエンテ」のジャパン・パビリオンにおいて、日本のライフスタイルを反映した統一的なコンセプトのもとで展示された。

<分野別の施策>

1. コンテンツ

(1) 発信・流通事業

①「アニメ文化大使」事業の開始

ポップカルチャーを通じた文化外交の一環として、在外公館等が主催する文化事業で

日本のアニメ作品を上映し、諸外国における日本のアニメに対する理解を深めるとともに、併せて様々な日本文化を紹介し、日本そのものへの関心に繋げることを目的とした「アニメ文化大使事業」を開始した。2008年3月、アニメ文化大使の就任式を行った。

②「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」の開設

2007年6月、日本の映画やテレビ番組、アニメ、ゲーム、音楽、書籍、写真などのコンテンツに関する基本情報が検索できる「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」の運用が開始された。2008年5月現在、音楽コンテンツ約230万件、文芸作品コンテンツ約78万件、コミックコンテンツ約6万件、映像番組コンテンツ約2,400件、写真・美術・イラストコンテンツ約3,700件が登録されている。

(2) 人材育成

① 人材育成の進展

大学におけるコンテンツ分野の人材育成については、大学設置に関する抑制方針の撤廃、専門職大学院制度の創設、学部等の改組に関する届出制の導入等の大幅な制度改革(2003年度)を背景として、各大学の自主的な取組が進んでいる。

2007年度には、例えば、立命館大学と京都府と映画会社との間で映像人材の育成等において連携を図る取組が開始された。また、東京藝術大学においてアニメーション専攻が創設されたほか、各大学においてコンテンツ関連学科の新設等による人材育成が開始、充実された。

②「映像産業振興機構(VIPO)」の設立

2004年12月、映像コンテンツ産業に係るクリエイター、プロデューサー等の人材育成、作品制作支援、起業支援、内外の市場開拓などを目的とした民間機関である映像産業振興機構(VIPO)が設立され、2005年5月にNPO法人として認証された。2007年度には短編映画製作のワークショップや実地研修を通じてクリエイターを育成する「若手作家育成プロジェクト」等の事業を実施した。

(3) 紹介施設

① 京都国際マンガミュージアムの設立

2006年11月、京都精華大学と京都市によって、マンガの収集、保管、展示及びマンガ文化に関する調査研究等を行う「京都国際マンガミュージアム」が設立された。同ミュージアムには、明治時代の雑誌や戦後の貸本から現在の人気作品に至るまで約20万点のマンガ資料が保存されているほか、マンガに関するワークショップやセミナーなども開催されている。

②東京アニメセンターの設立

2006年3月、日本動画協会と45のアニメ制作会社によって、東京・秋葉原に日本初のアニメ情報発信基地「東京アニメセンター」が設立された。同センターは、人気作品の上映やグッズ販売などにより国内外に情報を発信するほか、音声収録スタジオを利用した体験アフレコなど普及・啓発にも取り組んでいる。

(4)知財制度の整備

①著作物の裁定制度の手続の見直し

2005年3月、裁定申請に必要な手続、申請様式例等を説明した「著作物利用の裁定申請の手引き」が公表された。また、申請者の経済的負担を軽減する観点から手続の見直しが行われ、不明な著作者を探す場合の一般への協力要請について、ホームページへの広告掲載でも可能となった。

②利用とのバランスに留意した著作物の保護

2004年1月、改正著作権法が施行され、映画の著作物の著作権の保護期間を公表後50年から70年に延長するなどの保護強化、教育機関等において許諾を得ずに著作物を利用できる範囲の拡大及び訴訟における権利者の立証負担の軽減等が行われた。2005年1月には、書籍・雑誌への貸与権の付与等が行われた。

また、2007年7月、改正著作権法が施行され、著作権等侵害に対する罰則の強化等が行われるとともに以下の利用行為について、著作権者に無許諾で行えるようになった。

- ・ 視覚障害者に対する録音図書のインターネット送信
- ・ 特許審査等における文献の複製
- ・ 薬事行政手続における文献の複製
- ・ 機器の保守・修理等におけるバックアップのための複製

(5)海外在住功労者への顕彰

ポップカルチャーの文化外交への活用の一環として、海外で漫画文化の普及活動に貢献する漫画作家を顕彰するために「国際漫画賞」が創設され、2007年7月に授賞式が行われた。世界26か国及び地域より146作品の応募があり、19作品(12か国)が選考対象として入賞した。また、2008年度に実施される第2回においては、世界46か国及び地域よりあわせて368作品の応募があった。

2. 食文化

(1)発信・流通事業

①安心・安全な日本食、食材への信頼の向上

2006年11月、海外における日本食レストランの推奨の取組を検討するため、「海外日本食レストラン推奨有識者会議」が設置され、2007年3月、「日本食レストラン推奨計画」が策定され、同年7月、取組を主体的に実施する民間組織「日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)」が設立された。2007年度までに台北、上海、バンコク、ロンドン、アムステルダム、ロサンゼルスに現地組織(支部)が設立された。また、2008年3月に「日本食レストラン国際フォーラム」が開催された。

2007年度に、日本の農産物のブランド化を図るため、和牛および日本産果実の統一マークが策定された。

②優れた日本の食文化の国内外への発信強化

2005年度以降、海外の高級百貨店等に日本の農林水産物・食品等の常設店舗が設置され(2007年度は9都市に設置)、日本食材の食べ方や文化的背景を普及するための一般消費者向けの料理講習会が開催された。

2006年10月に開始された「WASHOKU—Try Japan's Good Food 事業」により、2007年度までに23カ国の在外公館において、政財界要人や現地有識者等を招聘した日本食デモンストレーション、試食会等が実施された。

2007年度も引き続き、国際交流基金海外事務所や日本文化会館等における日本食文化を紹介するイベント、海外の国際食品見本市等における日本の農林水産物・食品の展示・商談活動が実施された。

2005年6月に成立した食育基本法に基づき、2006年3月に「食育推進基本計画」が策定され、食文化の継承を推進するため、学校給食での郷土料理等の積極的な導入や知財立国への取組との連携等が盛り込まれた。同計画に基づき、2008年6月に第3回食育推進全国大会が開催されるなど様々な広報媒体や機会を通じた普及・啓発活動が行われている。

2007年度に、地域の食文化を発信するため「農山漁村の郷土料理百選」が選定され、ホームページ等により紹介された。

③食文化に関する民間主体の取組の促進

2005年4月、民間の食文化関係者からなる「食文化研究推進懇談会」が設置され、同年7月、日本食文化について国民の理解を促進し、海外に向けて発信するための具体的な行動計画「日本食文化の推進」が提言された。これまで、同提言に基づき、2006年2月に食文化フォーラムを開催するなど関連の取組が進められた。

(2)人材育成等

食に関する人材育成については、2005年度には宮城大学に食産業学部、2006年度には女子栄養大学に食文化栄養学科が設置された。外国人シェフへの実務研修について

は、2007年度も引き続き、日本料理アカデミー等の民間の活動が進展し、茶道等の日本の食文化の体験を含めた老舗料理店における日本料理研修、海外の料理学校における講習会やイベントなどが開催された。

2007年度に、日本食の料理人の技能の向上に向け、日本料理アカデミーにより「日本料理コンペティション」が開催された。

(3) 海外在住功労者への顕彰

2006年度から、海外に在住し日本食や日本産の農林水産物の海外への普及などに貢献した功労者を表彰する「日本食海外普及功労者表彰事業」が開始され、2007年度には、5名が表彰された。

3. 地域ブランド

(1) 発信・流通事業

① 地域ブランドの創出、発信の取組への支援

2007年6月、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域資源活用促進法)が施行され、地域資源を活用した商品開発やマーケティングに対する支援が実施された。

2007年11月、民間の有識者や地域ブランドの取組主体、地域ブランド支援者・支援団体等が集まり、情報交換や交流を行う「食と農林水産業の地域ブランド協議会」が設立された。

2007年度に、農林水産物・食品の地域ブランド化の先進的取組事例集や農林水産物・食品の地域ブランドの目指すべき姿と取組課題に関する検討報告書「農林水産物・食品の地域ブランドの確立に向けて」が作成され、関係者に周知された。

2008年3月時点で、44都道府県において地域ブランド認証制度が設けられており、育成支援等が実施されている。

② 消費者に対する地域ブランドの信頼性の確保

2005年度から導入された民間の取組である「地域食品ブランド表示基準認証制度(本場の本物)」に基づき、2007年度末時点で、11品目が認定されている。

2006年4月から導入された地域団体商標制度を活用し、2008年4月末時点で、373件の地域ブランドが登録査定されている。

4. ファッション

(1) 発信・流通事業

① 「東京発 日本ファッション・ウィーク」の開催

2005年10月に、東京コレクションの時期と会場を集約するとともに、素材から差別化

した独自性の高いブランドを総合的に発信する場として、「東京発 日本ファッション・ウィーク」を実施。2008年3月までに6回開催された。

②海外展示会における活動

JETROでは、中国における販路開拓の場を整備するため、2004年11月から、これまで3回のアパレル展を開催した。また、2007年3月からは、北京市で開催される中国政府管掌で中国最大の「CHIC2007」にジャパン・パビリオンとして参加した。「CHIC2007」では、ジャパン・パビリオンへの来場者が3日間で8,000人を超えた。

また、出品企業の95%が、中国ビジネスのチャンスにつながったと評価している。

2008年度からは、パリサロン展出展デザイナーに対する支援を行う。

(2)人材育成

①「東京発 日本ファッション・ウィーク」における新人デザイナー支援

2007年8月から開催した第5回では、有望な若手デザイナーに対し会場を無料で提供する支援に加え、東京から世界に向けて自らのクリエイションを発信したいという世界の若手デザイナーに対し発表の場を提供する「ヨーロッパで出会った新人たち」展を開催し6ブランドが発表した。

2008年3月に行われた第6回においても、同様に有望な若手デザイナーに対し会場を無料で提供する支援を行った。

また、2009年3月に実施する国内外の新鋭デザイナーに対し発表の場を提供する「Shinmai Creator's Project」事業の募集を2008年4月に行った。

②ファッション人材の育成

ファッション人材の育成については、2005年度から金沢美術工芸大学大学院、神戸ファッション造形大学等で人材育成が開始され、2006年度には文化ファッション大学院大学が開設された。また、ファッション産業人材育成機構との連携により、2007年度に青山学院大学、神戸大学、横浜市立大学、首都大学東京及び法政大学が、2008年度には、明治大学、日本女子大学、上智大学、東京経済大学がファッション講座を設置した。

(3)その他

目利きとなるコーディネーターが仲介し、技術力のある中小繊維製造事業者(匠)と優れたデザイナー(創)及び差別化素材を求めるアパレル・小売事業者(商)との連携を促進する商談会である、「クリエイション・ビジネス・フォーラム」が2005年6月に始まり、2008年4月までに7回開催された。

<模倣品・海賊版対策>

1. 外国市場対策

(1)「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」

2005年7月のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉内閣総理大臣(当時)から模倣品・海賊版の拡散防止のための国際約束の必要性が提唱された。

2007年10月には、本条約の実現に向けて、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携を図り、集中的な協議を開始することとなった旨、日米欧等より同時発表がなされ、現在その早期実現に向け、関係国との協議が行われている。

(2)侵害発生国・地域への対策

①外交当局の体制の整備

2004年7月、外務省経済局に知的財産権侵害対策室が設置(2008年4月には知的財産室に発展的に改組された。)され、2005年3月には在外公館向けに知財権侵害対応マニュアルが作成されるとともに、すべての在外公館において知財担当官が指名された。

②官民合同ミッションの派遣

2002年からこれまで5度にわたり、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請し、日中で対策強化に向けて協力していくことで一致した。また、2008年2月、インドに初めて官民合同ミッションを派遣し、インド政府と知的財産権に係る問題について協議した。

③知的財産権の海外における侵害状況調査制度

2005年4月、外国政府の制度や運用上の問題により、我が国企業等の知財権が適切に保護されない場合に、必要に応じて政府間協議や国際的な枠組みによる解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」が設けられた。

同月、同制度に基づき初の調査申立てがなされた。調査の結果を受け、2005年11月から、香港において我が国企業の商標が無断で第三者の商号の一部として不正登記された商号が適切に変更できるよう、香港の法制度の改善を求め、我が国と香港特別行政区政府との協議が続けられている。

④コンテンツ海外流通促進マーク(CJマーク)

コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の制定したコンテンツ海外流通マーク(CJマー

ク)は2008年4月時点で、台湾、香港、EU、日本、米国、韓国において商標登録済であり、中国において出願中である。

CODAが主体となり海外の取締当局と連携した権利執行の成果として、中国、香港、台湾を対象に現地政府取締機関と共同で日本コンテンツの取締活動をしたところ、2005年1月から2008年3月までの3年3ヶ月間で455万枚の海賊版を押収した。

また、2008年2月、香港税関等との協力の下、「CJマーク」を無断使用している海賊版DVD、CD等について商標権侵害による摘発に初めて成功。業界団体が統一マークを用いて海賊版DVD、CD等を商標権侵害で摘発する世界初のケースとなった。

(3) 国際的な連携

① 諸外国・地域との連携

2004年6月、日・EU定期首脳協議において、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」を策定し、同イニシアティブに基づき、日・EU間で情報・意見交換や中国における共同セミナーが実施された。

2004年11月、日中韓首脳会合において、知財権の保護に関し日中韓が協力を強化していくことで一致した。

2005年3月、日仏首脳会談において、「日仏新パートナーシップ宣言」が発表され、アジアにおける模倣品・海賊版対策の推進が重要との認識で一致した。

2005年5月、日・EU定期首脳協議において、アジアにおける模倣品・海賊版問題に対応するため、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」を更に推進していくことで一致した。

2006年4月、日・EU定期首脳協議において、模倣品・海賊版の拡散防止のための国際的な法的枠組み構想に関する対話等の模倣品・海賊版の分野を含む知財関連問題に関する緊密な対話を継続することで一致した。

2006年3月に策定され、2007年1月に改正された「日本国経済産業省と米国商務省との間の知的財産権の保護及び執行とその他のグローバルな課題への協力強化のための共同イニシアティブ」に基づき、第三国における在外公館等の知財専門家同士のネットワークの構築や知財保護に係る国際的な官民合同会議への共同参加が行われた。

2007年4月、日中両国政府は共同プレス発表を行い、知財権分野における対話と協力を強化し、知財権の運用及び保護の水準を不断に高め、もって日中間の経済面での協力を円滑に発展させていくことで一致した。

2007年4月、日米首脳会談において、両首脳は重要な経済問題に関する二国間及びグローバルな協力の一つとして、知財権の促進及び保護について協力を強化していくことを確認し、日米次官級経済対話等で、アジア・太平洋地域における模倣品・海賊版対策について意見交換を行った。

2007年6月の日・EU定期首脳協議において、「知的財産権の保護及び執行に関する

日・EU行動計画」を発出し、模倣品・海賊版対策、特許、著作権、税関協力等を含む広範な知財分野での協力強化をしていくことで一致し、第三国における政府間の情報共有の強化等の分野で協力実施を進めている。

2007年12月、「日中ハイレベル経済対話」(閣僚級)において、官民合同訪中ミッションに基づく協力深化、各種協力プロジェクト等について協議を行った。

2008年4月、日・EU定期首脳協議の共同プレス声明において、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」交渉加速を含む知財分野の協力を確認した。

2008年5月、日中首脳会談において、知財に関する法制度整備や人材育成のための協力の進展、中国の地方における法執行強化に向けた議論の進展を歓迎し、この動きを拡大することで両国首脳が一致した。また、「『戦略的互惠関係』の包括的推進に関する日中共同声明」「日中両政府の交流と協力の強化に関する共同プレス発表」において、知財権保護の重要性の確認、協力の強化などが言及された。

②多国間の取組

i) G8サミット

2004年6月、シーアイランド・サミットの議長総括において、模倣品・海賊版対策の必要性がG8サミットの成果文書として初めて言及された。

2005年7月、グレンイーグルズ・サミットにおいて、独立した文書として「より効果的な執行を通じた知的財産権海賊行為及び模倣行為の削減」(仮訳)が発出された。

2006年7月、サンクトペテルブルク・サミットにおいて、独立した文書として「知的財産権の海賊行為及び模倣行為との闘い」(仮訳)が発出された。

2007年6月、ハイリゲンダム・サミットにおいて、首脳宣言「世界経済における成長と責任」の中で模倣品・海賊版対策を含む知財保護の重要性が言及された。

ii) APEC

2003年10月及び2004年11月、アジア太平洋経済協力(APEC)の首脳会議・閣僚会議における首脳宣言、閣僚共同声明において知財権の保護が盛り込まれた。

2005年6月、貿易担当大臣会合において、日米韓で共同提案した「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」が承認された。

2005年11月、首脳会議・閣僚会議において、同イニシアティブに列挙されている取組を具体化するための3つのガイドラインが作成された。

2006年6月、貿易担当大臣会合において、3つのガイドラインの更なる推進が奨励されるとともに、同イニシアティブに基づく2つの追加的なガイドラインに関する作業の継続につき一致した。

2006年11月、APEC首脳会議において、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づき、新たに2つのモデルガイドライン(公衆周知及びサプライチェーン)が承認された。

2007年9月、APEC首脳会議・首脳宣言において、APEC地域における知財権の保護及び執行の強化を継続することなどにつき一致した。また、閣僚会議・共同声明において、「知的財産権に関する能力構築ガイドライン」の策定がなされたことなどが歓迎された。

iii) 世界模倣品・海賊版撲滅会議

2004年から、世界税関機構(WCO)、国際刑事警察機構(インターポール)及び世界知的所有権機関(WIPO)の開催による「世界模倣品・海賊版撲滅会議」がこれまで4回開催されている。2005年11月の第2回会議においては、新たな国際条約に言及したリヨン宣言が発出された。また、2008年2月の第4回会議において、模倣品・海賊版問題に対する我が国の取組などについて外務省ハイレベルより紹介を行った。

③当局間の連携

2004年11月、日本と韓国との間で税関相互支援協定が締結された。

2006年4月、日本と中国の間で税関相互支援協定が締結された。

2007年4月、「日中韓3か国関税局長・長官会議」が初めて開催され、知的財産侵害物品の効果的な水際取締りの在り方等について議論がなされるとともに、当局間の連携協力体制を一層強化した。

2007年10月、「日中韓3か国関税局長・長官会議知的財産作業部会」が初めて開催され、情報交換の促進、啓発活動の強化、権利者との協力等を含むアクションプランがとりまとめられた。

2008年1月、日本と欧州共同体(EC)との間で税関相互支援協定が締結された。

(4) 模倣品・海賊版対策の能力構築の支援

2003年8月、政府開発援助大綱が改定され、知財権の適切な保護への協力等を通じ、開発途上国の持続的成長を支援することが盛り込まれた。

2005年6月、「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」が策定された。

(5) 模倣品・海賊版対策加速化パッケージ

2004年12月、海外における模倣品・海賊版対策を中心にこれを加速化する政府の行動計画が「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」として、知的財産戦略本部において決定された。

2. 水際における取締り

(1) 税関による取締り

① 輸入の取締り

i) 輸入取締制度の改正

2003年4月、特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品が輸入差止申立制度の対象となり、特許庁への意見照会制度が導入されるとともに、育成者権を侵害する物品が輸入禁制品に追加された。

2005年4月、育成者権を侵害するおそれのある物品の認定手続における農林水産省への意見照会制度が導入された。

2006年7月、関連する通達が改正され、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等が明確化された。

ii) 輸入者名等の通知

2004年4月、認定手続の開始時に、権利者、輸入者双方にそれぞれの相手方の名称等を通知するとともに、輸出者の名称等及び税関に提出された書類等から判明する範囲内で生産者の名称等を権利者に通知する制度が導入された。

iii) サンプル分解制度の導入

2005年4月、認定手続において、一定の要件の下、権利者からの申請により税関が当該物品の見本(サンプル)を権利者に提供し、検査させることができる制度が導入された。

iv) 不正競争防止法と水際措置のリンク

2006年3月、不正競争防止法で輸入が規制されている周知表示の混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品、形態模倣品が輸入禁制品に追加されるとともに、経済産業省への意見照会制度が導入された。

②輸出の取締り

2006年6月、育成者権侵害物品の輸出取締制度が導入された。

2007年1月、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品及び形態模倣品等不正競争防止法違反物品の輸出取締制度が導入された。

2007年7月、著作権等を侵害する行為によって作成された物を情を知って業として「輸出」又は「輸出の目的をもって所持」する行為について、著作権等を侵害する行為とみなすとともに、著作権又は著作隣接権を侵害する物品の輸出取締制度が導入された。

③通過の取締り

2008年6月、一時的に知的財産侵害物品を保税地域に搬入した場合についても税関が取締りを実施することが可能となる制度が導入された。

④個人輸入・個人所持の禁止等に関する検討

2003年度から2007年度にかけて、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止を含む抑止策について、関税・外国為替等審議会、文化審議会、産業構造審議会、輸出入取引審議会などにおいて議論がなされ、既存の知財法体系全体のバランスや私的領域への

立ち入り等を考慮し慎重な対応が必要との意見、個人使用目的を仮装した輸入の取締りを強化していく必要があるという見解などが示された。

(2) 税関の体制

① 法律的・技術的専門性を伴った侵害判断の実施体制整備

2006年4月、法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うため、差止申立ての際及び認定手続の際に、税関が必要に応じ知財に関し学識経験を有する者を事案ごとに専門委員として委嘱して意見を聴く制度(専門委員制度)が導入された。

2006年7月、関連する通達の改正により、輸入又は輸出差止申立ての受付時にその内容を公表し利害関係者から意見を聴取し、利害関係者から意見が出された場合には専門委員の意見を聴くことが明確化された。

2007年7月、専門委員制度の運用の透明性向上を図るため、同制度の運用指針が策定された。

② 水際取締りに関する手続の利便性向上

2007年6月から、一定期間内に輸入者から何ら意思が表示されない場合に、速やかに知的財産侵害物品を没収・廃棄できる仕組みが導入され、認定手続が簡素化された。

2008年4月、いずれかの税関が差止申立書を受理した場合、すべての税関で受理したこととして取扱うことを可能とする制度が導入され、差止申立手続が簡素化された。

3. 国内における取締り

(1) 警察による取締り

知財権侵害事犯による検挙件数は近年増加している。また、警視庁等が模倣品の鑑定能力を有する商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度を導入している。

(2) 育成者権侵害対策(品種保護Gメン)

2005年4月、種苗法の登録品種の海賊版の真贋判定等の専門知識を有する「品種保護Gメン」が、種苗管理センターの2ヶ所に4名配置された。2008年4月現在、品種保護Gメンは6ヶ所、16名体制に増員されている。

2006年4月に、品種保護対策課が種苗管理センターに設置された。

(3) 映画盗撮防止法の施行

2007年5月、映画の盗撮によって映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画館等において上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が成立し、8月30日に施行された。

(4)不正競争防止法の改正

2005年11月、改正不正競争防止法が施行され、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰が適用されることとなった。

4. インターネット上の対策

(1)インターネットオークション対策

①特定商取引法の運用強化

2006年2月、「電子商取引等に関する準則」を改定・公表し、特定商取引法の適用対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした。

2006年7月、特定商取引法に基づく表示義務に違反した者に係るIDを経済産業省のホームページ上において公表することを開始した。

②プロバイダ責任制限法の運用強化

2007年2月、有識者、電気通信事業者団体、権利者等からなる「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、「プロバイダ責任制限法発信者情報開示ガイドライン」が策定された。

③オークション事業者による自主的取組

2005年7月、オークション事業者大手3社により知財権侵害品の排除を目的とした自主ガイドラインが策定された。これに沿って出品者の本人確認や模倣品・海賊版の出品停止措置などの取組が行われており、2005年8月以降、主要オークションサイト上の有名ブランド品の模倣品汚染率が大幅に低下した。

④権利者・オークション事業者間の協力

2005年12月、権利者とオークション事業者により「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立され、官民協力の下、知的財産侵害品の流通を防止するための情報交換や対策の検討が行われた。2006年4月、同協議会により官民が連携して採るべき対策を提言した報告書が取りまとめられた。

2008年3月、同協議会による2007年度活動報告が取りまとめられ、公表された。その中において、同協議会による取組に係る効果検証を通じ、初めてオークションサイトにおける商標権侵害品・著作権侵害品の出品率が示され、「分かりやすい知的財産権侵害品」については1%程度、「分かりにくい知的財産権侵害品」についてはゼロ近傍と極めて低い数値であることが判明した。

⑤情報共有スキームの構築

インターネットオークションを利用した知財権侵害事犯を効果的に取り締まるため、200

5年度に権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」が構築され、運用が開始された。

(2) インターネット上の海賊行為への対策

① 適法な音楽配信の識別マークの運用開始

2008年2月、社団法人日本レコード協会は、レコード会社が許諾した正規の音楽配信を簡単に識別できるマークとして、エルマークを制定し、その運用を開始した。

② ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害に対する対策の強化

2008年5月、ファイル共有ソフトによる侵害実態や課題などの情報を共有し、著作権団体と電気通信事業者が協同・連携して著作権侵害対策活動を検討する場として、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が設立された。

5. 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動

2004年6月、消費者が知財権等の適正な保護に配慮しなければならない旨を定めた改正消費者基本法が施行された。

2006年8月、知財に関する意識を調査した「知的財産に関する特別世論調査」の結果が公表された。それによれば、一般消費者の模倣品・海賊版購入を容認する回答が50%近くに上ること、政府による消費者啓発活動の認知度が約50%に過ぎないこと等が明らかとなった。これを受け、関係省庁連絡会議において、関係省庁間で十分な情報共有及び相互協力を行い、政府が一体となって国民への啓発活動を強化することが決定された。

6. 模倣品・海賊版対策に関する連携体制

(1) 政府内の連携

① 模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議

2004年7月、関係8省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組むため、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議が設置され、これまでに5回の会議が開催された。

2006年9月に開催された第4回会議において、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の実現に向けた基本方針、模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化及び「模倣品・海賊版対策アクションプラン2006」が決定された。

2007年12月に開催された第5回会議において、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の早期実現など関係省庁が一体となった取組を推進するため、「模倣品・海賊版対策の実施状況及び今後の取組について」が決定された。

② 政府の一元的な相談窓口の整備

2004年7月、経済産業省製造産業局に模倣品対策・通商室が設置され、同年8月、同室に政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が開設された。模倣品・海賊版に関する情報提供や制度に関する質問も含め、2007年末までに相談件数は804件(2006年度は308件)に達しており、また総合窓口を設置して以降受付件数は年々増加している。

(2)官民の連携

2002年からこれまで5度にわたり、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請し、日中で対策強化に向けて協力していくことで一致した。また、2008年2月、インドに初めて官民合同ミッションを派遣し、インド政府と知的財産権に係る問題について協議した。(再掲)

2007年11月、「模倣品・海賊版対策に係る経済産業大臣と産業界との懇談会」が開催された。